

福井市中学校 校外生活基準

- 福井市の中学校では、健全な生活を送るために、次のきまりを必ず守ること。

種別	生活指導基準
映画	保護者の許可を得て鑑賞すること
興行(ショーの類)	保護者の許可を得て鑑賞すること
ゲームセンター・ゲームコーナー	保護者または保護者代理と一緒に利用すること
インターネットカフェ・マンガ喫茶	保護者または保護者代理と一緒に利用すること
カラオケボックス	保護者または保護者代理と一緒に利用すること
外出時間	4月～9月：午後7時30分まで 10月～3月：午後6時30分まで ＊校下の祭礼など特別な場合は学校の指示に従うこと。 ＊保護者または保護者代理の同伴がない夜間外出や外泊は禁止する。 ※保護者代理：保護者が認めた大人

- ※ 校外の生活において以下のきまりを守ること。

- ・ ショッピングセンターやデパートを目的もなく歩き回らないこと。
- ・ 深夜・早朝の外出をしないこと。(みだりにコンビニ等への出入りをしない, 時間の厳守)
- ・ 危険な遊び(エアガン・花火等)をしないこと。
- ・ 中古品店の利用は保護者の許可のもと、必要最低限にすること。
(CD、ゲーム機やゲームソフト、トレーディングカード類、マンガ等)
- ・ スマートフォンやインターネットは安全に正しく使うこと。
(中学生にふさわしくないものへのアクセスをしないことや長時間使用をしないことなど)
- ・ 塾等で遅くなる場合は安全に注意すること。

- 下記の行為は、法律、条例で禁止・制限されています。

- ・ 飲酒、喫煙、無免許運転(原付、自動二輪、自動車)
- ・ 覚醒剤・危険ドラッグ・シンナーの所持・使用、接着剤等の乱用
- ・ パチンコ店への入場・有害興行の観覧、有害図書等・有害玩具の購入及び所持
- ・ 保護者を同伴しないカラオケボックスなどの遊技場への18歳未満の夜10時以降の入場
- ・ 交通安全上危険な自転車の運転：スマホなどの「ながら運転」、傘差し運転、イヤホン装着のままの運転、並進走行、2人乗り、信号無視、一時停止違反、ベルなし・無灯火運転 等

※なお、保護者は、スマートフォン等の携帯電話へのフィルタリングの設定や、インターネットの適切な利用について、子どもが正しい判断能力を身に付けられるよう、啓発・教育を行うものとします。(福井県青少年愛護条例)